

議案第93号 一般職の職員の給与に関する条例及び三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【改正例規】

- ① 一般職の職員の給与に関する条例
- ② 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例
- ③ 三田市議会議員報酬等に関する条例
- ④ 三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- ⑤ 三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例

【改正趣旨】

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に伴い、

- ① 一般職の職員の給料月額を支給額及び期末・勤勉手当の支給割合昇格時号給対応表・降格時号給対応表
 - ② 特別職に属する常勤の職員の期末手当の支給割合
 - ③ 市議会議員の期末手当の支給割合
 - ④ 一般職の任期付職員の給料月額を支給額
 - ⑤ 会計年度任用職員の報酬月額を支給額及び期末手当の支給割合
- をそれぞれ改定するに当たり、該当する関係条例の一部を改正しようとするもの。

【人事院勧告の概要（骨子）】

- (1) 民間給与が公務員給与を平均3,869円上回っており、較差を解消するため、月例給の引上げ改定（平均1.1%）
- (2) ボーナスの引上げ（0.10月分 ※会計年度任用職員及び再任用職員については0.05月分）

【改正手法】

- (1) 給料月額（①④⑤）
 - ・令和5年4月に遡って適用する。
- (2) 期末勤勉手当（①）
 - ・令和5年度 12月支給割合を0.10月引上げる。
(期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分)
 - ・令和6年度以降 6月、12月支給割合をそれぞれ0.05月引上げる。
(期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分)
- (3) 期末手当（②③）
 - ・令和5年度 12月支給割合を0.10月引上げる。
 - ・令和6年度以降 6月、12月支給割合をそれぞれ0.05月引上げる。

(4) 期末手当 (⑤)

- ・ 令和 5 年度 12 月支給期末手当支給割合を 0.05 月引上げる。
- ・ 令和 6 年度以降 6 月、12 月支給割合をそれぞれ 0.025 月引上げる。

【施行期日】

施行期日が異なることにより段階的に施行する。

- (1) 給料月額及び令和 5 年 12 月の期末勤勉手当支給割合 公布日施行
(2) 令和 6 年 6 月以降の期末勤勉手当支給割合 令和 6 年 4 月 1 日施行

各条例の改正内容については次のとおり。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

① 第 1 条改正 (R5. 12～)

ア 12 月に支給する期末手当の支給割合の改定 (第 21 条関係)

手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】
期末手当	行政職、医療職(1)(2)、 教育行政職	一般職	1.20	1.25
		再任用	0.675	0.7

12 月に支給する勤勉手当の支給割合の改定 (第 22 条関係)

手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】
勤勉手当	行政職、医療職(1)(2)、 教育行政職	一般職	1.00	1.05
		再任用	0.475	0.5

イ 給料月額の引上げ

- ・ 別表第 1 (その 1) 関係 行政職給料表の月例給を、平均 1.14% 引上げ
- ・ 別表第 1 (その 2) 関係 医療職給料表(1)の月例給を、平均 0.84% 引上げ
- ・ 別表第 1 (その 3) 関係 医療職給料表(2)の月例給を、平均 1.43% 引上げ
- ・ 別表第 1 (その 4) 関係 教育行政職給料表の月例給を、平均 1.45% 引上げ

② 第 2 条改正 (R6. 4～)

ア 6 月及び 12 月に支給する期末手当の支給割合の改定 (第 21 条関係)

手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】
期末手当	行政職、 医療職(1)(2)、 教育行政職	一般職 (6 月)	1.20	1.225
		一般職 (12 月)	1.25	1.225
		再任用 (6 月)	0.675	0.6875
		再任用 (12 月)	0.7	0.6875

6 月及び 12 月に支給する勤勉手当の支給割合の改定 (第 22 条関係)

手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】
勤勉手当	行政職、 医療職(1)(2)、 教育行政職	一般職 (6 月)	1.00	1.025
		一般職 (12 月)	1.05	1.025
		再任用 (6 月)	0.475	0.4875
		再任用 (12 月)	0.5	0.4875

(2) 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正

- ① 付則第5項改正：12月に支給する期末手当の支給割合の改定（第4条第2項関係）
（R5.12～）

【現行】2.20 ⇒ 【改正案】2.30

	給料月額	役職加算	改正前	改正後	差額
市長	982,000円	20%	2,592,480円	2,710,320円	117,840円
副市長	785,000円	20%	2,072,400円	2,166,600円	94,200円
教育長	687,000円	20%	1,813,680円	1,896,120円	82,440円
病院事業管理者	745,750円	20%	1,968,780円	2,058,270円	89,490円

※ 教育長及び病院事業管理者は別条例で規定しているがこの条例を準用

- ② 付則第6項改正：6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定（第4条第2項関係）
（R6.4～）

6月【現行】2.20 ⇒ 【改正案】2.25

	給料月額	役職加算	改正前	改正後	差額
市長	982,000円	20%	2,592,480円	2,651,400円	58,920円
副市長	785,000円	20%	2,072,400円	2,119,500円	47,100円
教育長	687,000円	20%	1,813,680円	1,854,900円	41,220円
病院事業管理者	785,000円	20%	2,072,400円	2,119,500円	47,100円

12月【現行】2.30 ⇒ 【改正案】2.25

	給料月額	役職加算	改正前	改正後	差額
市長	982,000円	20%	2,710,320円	2,651,400円	△58,920円
副市長	785,000円	20%	2,166,600円	2,119,500円	△47,100円
教育長	687,000円	20%	1,896,120円	1,854,900円	△41,220円
病院事業管理者	785,000円	20%	2,166,600円	2,119,500円	△47,100円

※病院事業管理者の給与削減は、令和6年2月まで

(3) 三田市議会議員報酬等に関する条例の一部改正

- ① 付則第7項改正：12月に支給する期末手当の支給割合の改定（第6条第2項関係）

【現行】2.20 ⇒ 【改正案】2.30

	報酬月額	役職加算	改正前	改正後	差額
議長	636,000円	20%	1,679,040円	1,755,360円	76,320円
副議長	549,000円	20%	1,449,360円	1,515,240円	65,880円
議員	500,000円	20%	1,320,000円	1,380,000円	60,000円

- ② 付則第8項改正：6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定（第6条第2項関係）

6月【現行】2.20 ⇒ 【改正案】2.25

	報酬月額	役職加算	改正前	改正後	差額
議長	636,000円	20%	1,679,040円	1,717,200円	38,160円
副議長	549,000円	20%	1,449,360円	1,482,300円	32,940円
議員	500,000円	20%	1,320,000円	1,350,000円	30,000円

12月【現行】2.30 ⇒ 【改正案】2.25

	報酬月額	役職加算	改正前	改正後	差額
議長	636,000円	20%	1,755,360円	1,717,200円	△38,160円
副議長	549,000円	20%	1,515,240円	1,482,300円	△32,940円
議員	500,000円	20%	1,380,000円	1,350,000円	△30,000円

(4) 三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

付則第9項改正：給料表の給料月額の改正

号給	給料月額【現行】	給料月額【改正案】
1号給	<u>376,000円</u>	<u>380,000円</u>
2号給	<u>422,000円</u>	<u>427,000円</u>
3号給	<u>472,000円</u>	<u>477,000円</u>
4号給	<u>533,000円</u>	<u>539,000円</u>
5号給	<u>608,000円</u>	<u>615,000円</u>
6号給	<u>710,000円</u>	<u>718,000円</u>
7号給	<u>830,000円</u>	<u>839,000円</u>

(5) 三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例改正

① 第3条改正(R5.12～)

ア 12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第9条関係)

手当区分	【現行】	【改正案】
期末手当	1.20	1.25

イ 報酬月額の引上げ

- ・別表第1臨床医療職以外の報酬月額を、平均3.68%引上げ
- ・別表第2臨床医療職の報酬月額を、平均1.843%引上げ

② 第4条改正(R6.4～)

ア 6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第9条関係)

手当区分	支給月	【現行】	【改正案】
期末手当	6月	1.20	1.225
	12月	1.25	1.225